

令和4年10月 河北町農業委員会総会（第10回）

令和4年10月25日（火曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番	高橋 清	委員	2 番	逸見 三和子	委員	3 番	今田 好行	委員
4 番	奥山 ちか子	委員	5 番	岡崎 学	委員	6 番	関 紀子	委員
7 番	堀 和彦	委員	8 番	原田 康雄	委員	9 番	奥山 喜幸	委員
10 番	後藤 慶治	委員	11 番	齋藤 仁	委員	12 番	堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

中野 薫 農林振興課課長補佐兼農業振興係長

◎ 議事日程

令和4年10月25日（火曜日）午後2時開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第18号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第19号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議第31号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第32号	農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（奥山）

それでは、定刻となりましたので、第10回河北町農業委員会総会を始めたいと思います。すみません、局長と農林振興係の中野補佐は補正予算の聴き取りがありまして、

終わり次第来ると思います。始めに会長挨拶をお願いします。

○ 事務局（奥山）

○ 議長（会長）

皆さんこんにちは。総会始まる前にこういう形で挨拶するのは久しぶりの感じがします。よろしくお願いします。今日ニュースでも言っておりましたが、今年最低の温度ということで、東根空港でマイナス1度、私の家の小屋の前にある温度計では朝6時でプラスマイナス0度でした。ま、非常に寒かったということで、コロナか風邪かわからないような症状が入ってくると非常に困るということで、テレビ等言っておりました。コロナ罹ると周りの人に多大なる迷惑をかけてしまうということがありますので、風邪であろうとコロナであろうと、身体には十分気をつけて頑張りたいと思います。また冬作業として色々と形に見えないような作業が出てくると思います。今日は先程事務局からありましたように、局長が遅れて来るようであります。時間になりましたので、このままスムーズに進めて行きたいと思います。よろしくお願いします。ご苦労さまです。

○ 事務局（奥山）

それでは、会長に座長になっていただいて、次第に従って進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名です。5番 岡崎委員、6番 関委員、よろしくお願いします。

それでは日程第2議案の審議になります。報第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきますが、座って失礼します。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号50番 所在地 谷地字下釜（シタガマ）●●●●、畑、ほか12筆で計6,518㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後も自作するほか、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号51番 所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、ほか5筆で計7, 074㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号52番 所在地 谷地字沢畑（サワバタ）●●●●、田、ほか9筆で計2, 273㎡です。所有者の ●●●●さんが、●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

続きまして、資料3ページ、申請番号53番です。所在地 大字岩木字原ノ内（ハラノウチ）●●●●、田、ほか9筆で計13, 839㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号54番 所在地 谷地字海老鶴（エビヅル）●●●●、田、ほか3筆で計3, 520㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後は、自作するほか、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号55番です。ここで資料の訂正をお願いします。所有者の欄に住所が抜けておりますが、下の届出人と同じ住所になります。

改めまして所在地 谷地字置上（オキアゲ）●●●●、畑、93㎡1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなっており、●●●●さんが相続したものです。取得後は自己保全管理するとのことです。

続きまして、資料4ページ、申請番号56番です。所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、ほか1筆で計3, 891㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号57番です。所在地 大字溝延字千苺（センガリ）●●●●、田ほか12筆で計12, 256. 32㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

以上8件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今、事務局から説明がありました報第18号の相続の件について、皆さんにお諮りいたします。これについて皆さんから何かご質問がありましたら、お受けいたします。何も無いようです。ではこのまま取り進めてくださるようお願いいたします。

続きまして、報第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局をお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の5ページをご覧ください。報第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

申請番号81番及び82番、所在地 大字岩木字岩木東（イワキヒガシ）●●●●、畑、ほか3筆で計4, 470㎡です。渡し人の、（亡）●●●●相続人●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの中間管理事業法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、●●●●さんが、●●●●年●●月に亡くなったため、契約を解除し、自作するためです。

以上2件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

この件に関しても、相続人●●●●さんが中間管理を通した形での貸し借り相続ということです。これに関して皆さんから何か質問がありますか。何も無いようですのでこのまま取り進めてくださるようお願いいたします。

続きまして議第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の6ページをご覧ください。議第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号36番、使用賃借権の設定です。所在地 大字田井字胡和勢（コワセ）●●●●、樹園地、ほか2筆で計3, 047㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、●●●●さんが新規就農するためです。

続きまして、申請番号37番、所有権の移転です。所在地 大字吉田字花ノ木（ハナノキ）●●●●、樹園地、1, 001㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、●●●●さんの園地拡大のためということです。

以上2件よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

只今事務局より説明ありました。この件について、皆さんにちょっと確認させていただきます。当総会に参加しております●●●●さんの●●●●さんに貸すということですが、スムーズな進行が出来る出来ないある可能性がありますので、暫時の間退席方お願いします。

———今田委員退席———

許可申請でありますので、この件について親子であろうと他人や家族であろうとも、退席していただきました。この2件について、現地確認していると思いますので、報告をお願いします。36番37番順次お願いします。

○ 関委員

36番ですけど、上から、さくらんぼ畑、桃畑、ぶどう畑ですけども、綺麗に管理されている畑で問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい。続きまして37番。

○ 高橋委員

先日22日に堀委員と一緒に現場確認してまいりました。その時に、●●●●さんも近所のさくらんぼ畑で作業中で、その方とお話して、現場も綺麗に管理されて、何ら問題ないと確認して帰ってまいりました。

○ 議長（会長）

以上現地確認の報告がありました。この件について何か質問等ありましたらお受けします。何かありませんか。はい、ないと認めます。ではこの3条の件について賛成の方の挙手を求めます。はい、全員賛成であります。

———今田委員着席———

ご苦労様でした。ちなみに、確認だけでも、今まで●●●●さん何しただけの。

○ 今田委員

勤めただけ。

○ 議長（会長）

勤めっだけの。ああ、勤めるより農家もうかる、と。儲ける、だかした。

○ 後藤委員

年金もらっては、経営移譲したらいいけばは。みなは。

○ 今田委員

いやいや、年金貰うまであと1、2年ありますから。

○ 議長（会長）

はい、では続きまして、議第32号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局よりお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の7ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものになります。8ページが総括表がございますが、貸借権の設定が5件、所有権の移転が1件とあります。ここで、訂正というか、所有権移転に関してご審議いただくところなのですが、今回新たな事実が分かったため、もう一度話し合いが必要になったため、取り下げさせていただきたいと思います。貸借権設定の5件だけよろしくお願いします。

では、資料の10ページ、申請番号197番から申請番号201番の貸借権設定につきましては、いずれも地区の調整会議等で協議なったものということで、それぞれの説明は省略させていただきます。

以上5件になります。よろしくお願いします。

○ 後藤委員

ちょっと待って。調整会議は開かないんだけど、いつもだと事前説明来るんですけど。JAさんの方にはそういうこと言って、今後そういうことがないようにしてもらいたいです。調整会議で、と言われると。私溝延で座長やってるもんだから、地元への説明がつかなくなるもんですから。

○ 事務局（奥山）

当事者から事前説明をしに来てください、ということですか。

○ 後藤委員

継続して、基盤強化でやってたものを継続して別の契約でするなんていうのはそんな目くじらたてるものでもないんだけども。調整会議を通る分に関してはやっぱり、お願いします。

○ 今田委員

これ円滑化事業が期間満了になったからっていうものではないのか。

○ 事務局（奥山）

全て確認しておりませんが、その可能性は高いです。

○ 議長（会長）

はい、只今事務局より説明ありましたけども、状況報告に来てくださいということでありますので、この案件についてこのまま進めてもよろしいでしょうか。

———賛同の声あり———

ではこのまま取り進めていただくようお願いします。所有権移転の案件につきまして、後日改めて再度出てくるかと思えます。それまでは取り下げということで無かったことにしてください。

では以上で総会の日程、議題はこれにて終了させていただきます。

午後2時20分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年10月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
